

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（案）」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 4 年 1 2 月 2 6 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和4年10月21日から令和4年11月19日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計50件の御意見をいただき、うち45件は本件に関する御意見、残り5件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【エタノールについて】</p> <ul style="list-style-type: none">・がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物とすることは妥当だと考えるが、エタノールを対象外とするのは何故か。対象外とするのであればエタノールのGHS分類を再検討する必要があるのではないか。・「業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されない」ことを理由として、エタノールをがん原性物質から除外することに賛成するが、同様の事例が他の物質について該当しないかを検討すべきであるとする。	<p>エタノールについては、国際がん研究機関において、ヒトに発がん性があるものと分類されており、これを踏まえ、国によるGHS分類でも発がん性区分1Aとされていますが、これは、アルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものです。これらを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されていないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、がん原性物質の対象外としたものです。現時点では、エタノールに関する国によるGHS分類を見直す考えはありませんが、文献等で新たな科学的知見が得られた場合には、見直すことがあります。なお、現時点では、エタノールと同様に、業務でのばく露が想定されない物質は把握しておりません。</p>
2	<p>【細区分について】</p> <ul style="list-style-type: none">・GHS分類で発がん性区分1の化学物質が対象となることだが、認識誤りを防	<p>区分1A又は区分1Bに分類された物を含む旨については施行通達で明記いたします。</p>

	<p>ぐために、細区分である区分1 Aおよび1 Bを含むことを明記するべきではないか。</p>	
3	<p>【GHS分類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が行う化学物質の有害性の分類とは、製品評価技術基盤機構（NITE）が公開しているGHS分類のことが。 	<p>ご指摘のとおりです。</p>
4	<p>【がん原性物質の対象範囲について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国がGHS発がん性区分1と公表した時点で、がん原性物質の対象となるのか。別に対象物質名の告示等がなされるのか。 ・がん原性物質に該当するかの判断は、化学物質入手時のSDSに基づいて行えばよく、入手後に国が行う化学物質の有害性の分類結果が変わった場合、その変更を反映した対応は必須ではなく、努力義務と考えて良いか。 ・国が行うGHS分類結果で発がん性区分1に該当する物質を全て同時にがん原性物質として指定するのか。 ・国が行うGHS分類結果のみでがん原性物質を定義するのは、分類結果の変更時に猶予期間がないため反対である。 	<p>がん原性物質については、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第577条の2第3項において、大臣が定めることとされており、本告示にてその具体的な内容を定めます。御意見を踏まえ、本告示により指定されるがん原性物質は、令和3年3月31日までに分類されたものに限定することとし、令和5年4月1日から適用いたします。また、令和3年4月1日以降に発がん性区分1に新たに分類され、又は、分類が変更された物質については、本告示を改正し、対象の追加等を十分な猶予期間を設けた上で行う予定です。</p>
5	<p>【GHS分類結果と対象物質リストについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん原性物質の対象物質リストを公表して欲しい。 ・国が行うGHS分類の結果は随時変更や追加がされており、事業者がその度にがん原性物質に変更がないか確認することは現実的ではないと思われる。国において最新のがん原性物質の一覧を示し、分類結果が示された又は見直されたことによりがん原性物質が追加又は削除された際は、猶予期間を設けるなど、現場で運用が可能な形にされたい。 ・メーカー等が発行するSDSに記載されるGHS分類は、国の分類結果と異なる場合があることから、国によるGHS分類の 	<p>御意見を踏まえ、本告示により指定されるがん原性物質は、令和3年3月31日までに分類されたものに限定することとし、令和5年4月1日から適用いたします。また、令和3年4月1日以降に発がん性区分1に新たに分類され、又は、分類が変更された物質については、本告示を改正し、対象の追加等を十分な猶予期間を設けた上で行う予定です。</p> <p>個別物質のGHS分類結果については、従前から、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページにおいて公表していますが、がん原性物質のリストについては、適用日までに、厚生労働省のホームページで公表する予定です。</p>

	<p>使用を義務化するか、対象物質リストを官報で公表される形で指定すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が行うGHS分類により区分は示されているが、リスクアセスメント対象物でないなど、安衛則第577条の2第3項の規定が適用される物質がその時点により異なるため、その時点ごとのがん原性物質の一覧を公表すべきと考える。 	
6	<p>【SDSについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来、GHSの発がん性の判定論理が見直された場合、日本産業規格Z7252とGHSの最新版との間で相違が生じる可能性がある。この場合、GHSの最新版に基づいて作成したSDSは、その化学物質が「がん原性物質」であることを示すことができなくなる懸念がある。その化学物質が「がん原性物質」である旨を、労働安全衛生規則第34条の2の4で定める通知事項に追加すべきと考える。 	<p>発がん性の判定論理が変更された場合であっても、必要に応じて国による再分類を行い、令和3年4月1日以降の分類年度に応じて、新たにごん原性物質として対象とする時期を定め、告示するとともに、厚生労働省のホームページにおいてその時点におけるがん原性物質のリストを公表する予定です。なお、安衛則第34条の2の4の通知事項には、「適用される法令」が規定されており、「がん原性物質」である旨の通知はこれに含まれます。</p>
7	<p>【がん原性物質と裾切値について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん原性物質とは発がん性区分1（区分1A又は区分1B含む）の物質を通知義務濃度以上含有する製剤その他のものが対象になると理解して良いか。この場合、発がん性区分1に分類されているものの通知義務のない物質は対象外と判断して良いか。 ・がん原性物質について、含有濃度の下限値を定めるべきである。下限値を設定しない場合、例えば、灯油、ガソリン等に含まれる微量成分が対象となるが、厚生労働省のモデルSDSでは灯油は全体として発がん性区分1となっていない。 ・発がん性区分1の分類となった物質を少量含む化学品について、含有状況（意図的／非意図的）や閾値など、適用除外範囲を明確に示していただきたい。 ・がん原性物質の直接的な貯蔵・取扱等はないが、その取扱いの過程で副生物として 	<p>本告示で定めるがん原性物質は、安衛則第34条の2の7に規定するリスクアセスメント対象物（以下単に「リスクアセスメント対象物」という。）であることから、リスクアセスメント対象物のうち発がん性区分1に該当する物を安衛則別表第2に規定する濃度以上含有する製剤その他のものが対象となります。混合物、副生成物及び不純物であっても同様です。</p> <p>なお、主として一般消費者の生活の用に供される製品は対象外となり、一般消費者のもとに提供される段階の食品もこれに含まれます。</p> <p>また、リスクアセスメント対象物は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条第1項及び第57条の2第1項の規定による名称等の表示及び通知をしなければならない化学物質（以下「表示・通知対象物」という。）として労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」とい</p>

	<p>がん原性物質が生成する場合の扱いはどう考えるべきか。この場合も作業記録等の30年間保存の義務がかかるという解釈で良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん原性物質を含有する混合物であれば、当該混合物のSDSに記載されているGHS分類の発がん性の区分が区分1に該当しない場合であっても、作業記録等の30年間保存が必要か。がん原性物質の含有量の裾切値は定められるか。 ・がん原性物質の含有濃度の下限（しきい値）を定めない場合、例えば、様々な食品に含まれる微量のアクリルアミドが対象となり、弊害を招くと考える。 ・がん原性物質を指定する際は、海外からの輸入を考慮し、WTOなどに素案を提示し、十分な周知を行った上で公布・施行されたい。
<p>8 【特別管理物質の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん原性物質について、現在、特定化学物質障害予防規則（特別管理物質）で規制していて、その中で作業記録簿作成や、その記録の30年保存等で、すでに義務化されている物質がある。特化則（特別管理物質）とは別で規制する必要はなく、すでにある規制、特定化学物質障害予防規則（特別管理物質）を拡充する方向で運用したほうが良いのではないか。 ・特定化学物質障害予防規則第38条の4に基づいて、特別管理物質を取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者については、労働者の氏名、作業の概要及び期間等の記録を既に作成している。特別管理物質でもあるがん原性物質を取り扱う業務に従事する労働者については、労働安全衛生規則第577条の2第3項に基づいて、労働者の氏名、作業の概要及び期間等の記録を別に作成しなければならないか。 	<p>う。）第18条及び第18条の2において規定されており、政令において、表示・通知対象物へ追加する際に、すでにWTO通報を行っております。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)との二重規制を避けるため、本告示で定めるがん原性物質から、特化則第38条の3に規定する特別管理物質を除外することといたします。つきましては、特別管理物質については、引き続き、特化則に基づく適切な管理をお願いいたします。</p>

9	<p>【特別管理物質の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホルムアルデヒドについて、この物質を0.4%濃度含む製品を使用しているが、危険性のわりに記録保存のコストが過大になるので、低濃度の場合は対象外として欲しい。また、この製品に限らず低濃度の場合は対象外になるよう、裾切値を設定して欲しい。 ・スチレンは、IARCモノグラフVol.121を参照され、区分1B（人に対して恐らく発がん性がある）に変更された。一方、EUリスクアセスメント評価（2008）で区分に該当しないとの評価もある。がん原性物質に定められると、区分1A（人に発がん性が知られている）と同じ意味に捉え兼ねられない。そのため、区分1Bと区分1Aの差を付けた形にさせていただきたい。 	<p>ホルムアルデヒド及びスチレンは、特化則第38条の3の規定による特別管理物質として、作業の記録等の30年間保存が既に義務付けられていることから、本告示のがん原性物質の対象からは除外することといたします。つきましては、引き続き、特化則に基づく適切な管理をお願いいたします。</p>
10	<p>【臨時の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでないこととする。」について、臨時に取り扱う場合の範囲について明示願いたい。 ・具体的に臨時とはどういう状況での使用を言っているのか、また取り扱う場合においてとは具体的にその量や作業内容、作業環境などの想定があるのか。 ・常時取り扱わない物質は対象外との理解で良いか。 	<p>「臨時に取り扱う場合」とは、当該事業場において通常の作業工程の一部又は全部として行っている業務以外の業務で、一時的必要に応じて当該物質を取り扱うことを指します。例えば、化学工場で勤務する者が、当該化学工場の改修でがん原性物質を含む塗料を用いて塗装作業を行ったが、その後の通常の業務では、塗装作業を行う予定はないような場合を想定しています。「臨時に取り扱う場合」に該当する場合は、当該物質については対象外となりますが、通常の作業工程においてがん原性物質を取り扱う場合は、当該取扱いの頻度が低くても、作業の記録等を30年間保存する必要があります。</p>
11	<p>【臨時の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん原性物質を取り扱う作業に従事している労働者が欠勤し、普段がん原性物質を取り扱わない作業者がかわりに作業を行った場合は、臨時に取り扱う場合となるか。また、がん原性物質を取り扱うライン 	<p>ご指摘の業務は、通常の作業工程の一部であるため「臨時に取り扱う場合」には該当しません。</p>

	<p>工程において、ライン補助作業員（ライン作業に従事している作業員が作業遅れや一時的に作業から離れるときに補助をする作業員）ががん原性物質を取り扱う作業を行った場合は、臨時に取り扱う場合となるか。</p>	
12	<p>【シリカについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が行うGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当するものには、珪藻土（結晶質シリカ含有率0.1%以上のもの）CAS登録番号61790-53-2が存在するが、結晶質シリカを0.1%以上含有している場合通知の対象となるため、このような分類を行う必要は無いと思われる。さらに、CAS登録番号61790-53-2は結晶質シリカを0.1%未満含有する場合も含むため、がん原性物質か否かの判断において混乱するのではないか。 ・天然鉱物の原料で、結晶質シリカの量が可変である場合はどのような対応となるか。 ・シリカのように評価単位の切り分けが難しい物質は、粒径、含有量や精製度合いを定められた試験法で評価した結果等と併せて評価し、がん原性物質の該当・非該当を判定すべきと考える。例えば「結晶性シリカ」は、粉塵でなければ、その発がん性は低くなると考えられるため、「結晶性シリカ（粉塵が発生する場合に限る）」などの限定を付けて指定を行うべきと考える。 ・国が行うGHS分類結果では、例えば、結晶質、非晶質を包含した二酸化ケイ素（CAS番号：7631-86-9）が発がん性区分1Aに分類されているが、本CAS番号が付与された工業品の中には、非晶質シリカのみを含有し、発がん性の区分1に該当しない工業品も流通している。非晶質シリカを除く旨明記していただきたい。 	<p>今回がん原性物質の対象となる物質は、「リスクアセスメント対象物」のうち発がん性区分1（区分1A又は区分1Bを含む）に該当する物を通知義務濃度以上含有する製剤その他です。シリカについては、結晶質シリカを0.1%以上含有するものは、その製品中で存在する状態にかかわらずがん原性物質の対象となります。一方、「非晶質シリカ」はがん原性物質の対象となりません。また、市販されている乾燥剤のうち、主として一般消費者の生活の用に供される製品は、リスクアセスメント対象物ではありませんので、がん原性物質の対象外となります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・シリカについて、乾燥剤として市販されている粒状の製品については対象外として欲しい。 	
13	<p>【鉱油について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が行うGHS分類結果で発がん性区分1とされる物質の中に「ニュートラル潤滑油用基油」「石油留分」が含まれている。これらは、含有する成分により発がん性区分が異なり、例えば、高精製された基油には発がん性がない。全て発がん性があるように誤解される恐れがあるため、高精製された基油についてはがん原性物質から除外すると明確に記載いただきたい。 ・「がん原性物質」については労働安全衛生法の対象物単位（例：「鉱油」）ではないことを通達等で明確にすべきと考える。例として「鉱油」には、「がん原性物質に該当する（未精製または精製度の低い）鉱油」と「がん原性物質には該当しない（高度に精製された）鉱油」が混在している。 	<p>国によるGHS分類が行われた物質のうち「ニュートラル潤滑油用基油」は、安衛令別表第9では「鉱油」に該当しますが、国によるGHS分類では、高度精製油は区分外、未精製油または低度処理油は区分1Aとされていることから、高度精製油はがん原性物質の対象外となる一方、未精製油または低度処理油は対象となります。また、「石油留分」については、その成分としてがん原性物質を裾切値以上含むものが対象となります。なお、がん原性物質のリストについては適用日までに、厚生労働省ホームページで公表する予定です。</p>
14	<p>【適用日について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日適用ではなく、猶予期間を設定いただきたい。 ・がん原性物質に対して、リスクアセスメント等の義務が生じるのはいつからになるのか。猶予期間はあるのか。 	<p>安衛則第577条の2第3項に規定する記録の保存義務の施行は、令和5年4月1日であり、これにあわせて本告示も令和5年4月1日適用とするものです。今回がん原性物質として指定する物質は、リスクアセスメント対象物に包含されますので、リスクアセスメントの実施は既に義務付けられています。なお、令和5年4月1日においては、約120物質ががん原性物質の対象となり、また、安衛令の改正によりリスクアセスメント対象物が追加されることに伴い、令和6年4月1日から、約80物質が追加となります。</p>
15	<p>【がん原性指針との関係について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、がん原性指針の対象物質として指定されている物質は40あるが、その内5物質は発がん性区分2である。これらについては指定を外すのか。もし外す場合、事業者が30年間保存する義務のある労働者 	<p>労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（令和2年2月7日付け健康障害を防止するための指針公示第27号。以下「がん原性指針」という。）は、対象となる物質について、ばく露</p>

	<p>の氏名、作業の概要及び期間等の記録は廃棄可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに「がん原性物質」という枠組みが新設された中で、敢えて「がん原性指針の対象物質」を残す必要があるのか。 ・健康障害防止指針(がん原性指針)との位置づけが解かり難い。 ・本告示が適用されるにあたり、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」及び「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針について」は廃止又は大幅改訂されるのか。 ・がん原性指針では、GHS 区分 2 の t-ブチルカテコールや p-ジクロロベンゼン等が対象となっているが、これらは従前通りがん原性指針の枠組の中で作業記録等の 30 年保存の努力義務がかかるということが良いか。
<p>16</p> <p>【対象物質の選定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、発がん性の危険有害性区分が区分 2 となっている化学物質でも、今後新たな知見が得られて区分 1 となることが考えられる。この場合、記録が 3 年を過ぎて破棄されたことによって、がんが発生した場合、当該化学物質が原因かどうかの検証が困難になる可能性があるため、発がん性が区分 2 とされている化学物質でも、何らかの形で 30 年保存を事業者に求めた方が良いのではないか。 ・現在、発がん性の分類結果が「分類できない」とされている化学物質についても、新たな知見が得られて区分 1 になることが考えられる。発がん性の「分類できない」に限って言えば、将来がん原性物質になる可能性が有ることを示すためにも、より強い形で危険有害性情報への記載を求めた 	<p>低減措置等の健康障害防止のための適切な取扱等を事業者に求める指針であり、作業の記録等を 30 年間保存する義務を課す対象物質を定める今回の告示とは趣旨が異なります。このため、がん原性指針の適用対象物質と、今回の告示で定めるがん原性物質の両方に該当する物質については、作業の記録等を 30 年間保存するとともに、引き続き、がん原性指針に基づき適切な取扱等をお願いいたします。また、がん原性指針に指定されている物質のうち、発がん性区分 1 以外の物質については、本告示に基づくがん原性物質には該当しませんが、引き続き、がん原性指針に基づき適切な取扱等をお願いいたします。</p> <p>現在区分 2 に分類されている物質又は「分類できない」「区分に該当しない」とされている物質についても将来的に区分 1 に分類が見直される可能性はありますが、現時点でヒトに対する発がん性の根拠に乏しい物質まで作業の記録等の 30 年間保存を義務付けるのは適当でないと考えています。</p>

	方が良いのではないか。更に言えば、記録の30年保存が望ましいと示した方が良いのではないか。	
17	<p>【対象物質の選定について】</p> <p>・発がん性のGHS区分は人に対してガンになる可能性を疫学的に証明されたものについて示したもの（国際がん機関の区分と同様）であり、発がん性の強さとは関係が無い。よって発がん性のGHS区分1をがん原性があるとするのは間違いであると考える。</p>	本告示においては、発がん性の強さの観点から区分1を選定したわけではなく、ヒトに対して発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質について、その情報の確からしさの観点から選定したものです。
18	<p>【対象物質の選定について】</p> <p>・EU-OHSHAでの発がん性区分1Bは「多くは動物実験データに基づいて人へのCMRの可能性があると推定される。」というもののようである。発がん性区分1Bに該当する物質まで指定する必要性はないのではないか。</p>	発がん性区分1Bは、主として動物での証拠によって、ヒトに対しておそらく発がん性があるものとしての分類されたものであり、対象に含めることが適当と考えています。
19	<p>【対象物質の選定について】</p> <p>・がん原性物質の指定にあたっては、有害性を評価した形状やばく露されるリスクを考慮し、その情報も含めて公示すべきである。たとえば、発がん性区分1の粉末物質の場合、樹脂や溶剤に分散、湿潤された状態での取扱いにおいては、作業者が物質そのものにばく露される可能性は極めて低いので、当該物質に「粉状に限る」等の情報を付与した上で、公示いただきたい。</p>	がん原性物質へのばく露は、製造又は取扱いの方法により、様々な状況が想定されるため、包括的に指定する趣旨から、物質名で対象を特定しています。
20	<p>【がん原性物質とSDSとの関係について】</p> <p>・国が行う分類には一定のタイムラグがあり、事業者からのSDSには最新の状況も踏まえて発がん性区分1の分類が付与されている可能性がある。そのため「国が行う化学物質の有害性の分類の結果、又は譲渡・提供されたSDSにおいて、発がん性の区分が区分1に該当する物（エタノールを除く。）」など、対象に「譲渡・提供されたSDS」の追加を検討いただきたい。ま</p>	国が規制対象物質を選定する際には、国によるGHS分類結果に基づき行いますので、がん原性物質についても国によるGHS分類結果をもとに選定いたします。ただし、各事業者がラベル及びSDSを作成する際に、事業者が持つ危険有害性情報に基づき、国によるGHS分類と異なる分類を行うことを妨げるものではありません。なお、SDSの適用法令の記載は、法令に従って記載していただくこととなります。

	<p>た、譲渡・提供されたSDSと国の分類結果が異なる場合には譲渡・提供されたSDSを優先する形としていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物」について、少なくとも「発がん性の区分が区分一」については国の分類結果を強制することを意味するのか。 ・化学品が混合物であり、その成分に「国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物」を含む場合において、SDSで情報伝達する場合、安全性試験を実施している場合や、EUのCLP規則の強制分類を採用している場合、JIS Z7253に基づくSDS項目「2. 危険有害性の要約」のGHS分類への記載、反映は義務ではないとの理解でよいか。SDS項目「2. 危険有害性の要約」の混合物としてのGHS分類に記載、反映してなくてもよい場合、SDS項目「15. 適用法令」において記載、言及すればよいとの理解でよいか。 ・従来、国によるGHS分類結果は、「事業者がラベルやSDSを作成する際の参考として公表しています。同じ内容を日本国内向けのラベルやSDSに記載しなければならないという義務はありません。」とされてきたが、この位置づけに変更はないと理解してよいか。 	
21	<p>【GHS分類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん原性のあるものを、「日本産業規格（以下JISとする）Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法」にて定めるとしているが、本JISは、労働安全衛生法とは無関係に、GHSの改訂により基準が変更される場合がある。つまり、何らの法令改正を伴わないまま、規制内容が変わりうる仕組みということになる。GHSがグローバルな基準とし 	<p>日本産業規格Z7252の規格の制定には、主務大臣として厚生労働大臣が参加しておりますので、同規格は、厚生労働省が承認しなければ改訂できない仕組みとなっております。ご指摘のような仕組みには当たらないと考えます。</p>

	<p>て存在することは確かだが、法令内容が主務大臣の承認さえなしに変わりうる仕組みは、一国の主権と言うものをどの様にお考えか。</p>	
22	<p>【GHS分類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん原性物質を「GHS区分に基づいて国が行う化学物質の有害性の分類で発がん性の区分が区分1に該当する物とする」ことには反対である。がん原性物質には、さまざまな法的義務が発生する意味で、対象物質の選定は、複数の専門家が十分な科学的根拠に基づいて案を定め、同時に外部の知見を集めて丁寧に定めることが必要である、また、労働現場での取扱いの状態を確認し、単に有害性が高いことのみを選定理由とせず、労働者が各物質とどのような形で接するかを考慮して選定を行うべきである。GHS区分は、有害性の一部の側面に過ぎないので、従来通り1物質ずつ検討会を開いて、定めるべきである。現行のGHS政府分類は、判定者も記載がなく、根拠となる論文のデータもまとめられておらず、将来見直しを行う際も問題があると考える。 	<p>国によるGHS分類は、複数の専門家が分類時点での最新の基準に従って行い、参照した情報を明示しています。また、がん原性物質を製造し、又は取り扱う場合にのみ、作業概要等の保存を義務付けていますので、労働現場での取扱状況を踏まえた規定となっています。なお、個別物質のGHS分類結果について疑義がある場合は、文献等で明確な根拠があれば、今後のGHS分類の再分類で検討対象にすることがあります。</p>
23	<p>【GHS分類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国によるGHS分類結果の公表後に、他国のリスク評価結果や民間企業から提供された情報で公表情報とは異なる新たな結果・知見が得られた場合は、GHS分類結果の見直しを速やかに行う仕組みも構築していただきたい。 ・発がん性のGHS区分が区分1とされる物質には経口摂取、皮膚接触、蒸気の吸入など労働者がどのような形で接するかによってがんの危険性が異なるものがある。GHS分類結果に基づき、厚生労働省の委員会で、使用実績、流通量、ばく露の可能性などを加味してがん原性物質を指定すべきである。 	<p>個別物質のGHS分類結果について疑義がある場合は、文献等で明確な根拠があれば、今後のGHS分類の再分類で検討対象にすることがあります。GHS分類に当たっての情報収集については、NITEの官民連携GHS分類情報収集プロジェクト及び受付サイトで受付期間を定めて募集していますので、対象となる物質、情報があれば、こちらへの提出をご検討ください。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・国のGHS分類結果について、がん原性物質の指定前に再点検し、民間、国外のデータを集め、委員会で検討すべきである。 	
--	---	--

○ 本告示案とは直接関係の無い御意見

1	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内向けのSDSについて、国のGHS分類結果を参照することを義務づけるべきという御意見。 ・日本国内向けのSDSについて、国のGHS分類結果を参照することを奨励し、ガイダンス等に記載するなどにより周知すべきという御意見。 ・GHS変更時に化学物質を譲渡提供する者に対して遡って情報提供努力義務化を求める御意見。 ・リスクアセスメント方法などのガイドラインの発表時期に関する御質問。 ・がん原性物質に関して義務化される記録の事項及び頻度についての御質問。 ・特化則等の解釈に関する御質問。 ・特化則の作業記録の頻度に関する御意見。 ・国が行うGHS分類の方法に関する御意見。 ・がん原性物質に対する健康診断の要件に関する御質問。 ・「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成5年5月17日付け）との関係に関する御質問。 ・がん原性指針等の内容に関する御質問。 ・GHS分類結果の反映時期に関する御意見。 ・法令説明資料の英文資料作成に関する御意見。 	<p>いただいた御意見は今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p>
---	---	--